

# 八王子市立横川小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）  
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）  
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）  
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）  
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）  
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

### 八王子市立横川小学校 いじめ防止基本方針

#### 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、子供一人一人に豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を養い、自己有用感や充実感がもてるよう、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の継続的な取り組みを推進する。

#### 〇令和8年度の重点項目

いじめの早期発見・早期対応において、組織的対応による迅速かつ適切な指導対応を徹底していく。

### 令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

#### ◎安心・安全の確保

- 人権教育・道徳教育の推進
- 生活指導の充実
- いじめ防止に関する授業を全学級で実施（年間3回）
- 家庭・地域と連携した健全育成・環境整備

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 14時15分から  
※必要に応じて臨時に開催する。
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、全担任、養護教諭、SC  
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務める。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断  
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

### いじめ対応の流れ

- ① 毎日、学年間で児童の様子や出来事を共有し、気になる児童について適宜管理職・コーディネーターに報告。
- ② 臨時いじめ対策委員会を開催し、情報を共有し、組織としての対応策を協議。
- ③ 直接関与の児童、状況を知っている可能性のある児童から事実を確認。
- ④ 当該児童への支援を行いながら、関与児童への指導を担当、学年を中心に行う。状況に応じて管理職・生活指導主任・主幹も加わる。
- ⑤ 当該児童、関与児童の保護者に状況説明。
- ⑥ 毎週木曜日のいじめ対応の時間で経過報告し、全教職員で継続的に見守る。

### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 9日 「学校いじめ防止基本方針と取り組み内容」の確認  
「いじめ防止基本方針」の確認  
「いじめ防止、発見・解決に向けての組織的対応」
- 9月 3日 「いじめの未然防止の取組」（事例学習）
- 1月 14日 「重大事態の理解と対応」（事例学習）

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

- ・いじめ防止に関する授業（道徳・学活等）をふれあい月間（6、11、2月）に合わせて実施。
- ・2学期にいじめ予防授業を行い、いじめについて話し合う。その後、いじめ防止に向けたクラス標語を作成し、掲示する。

### SOSの出し方に関する授業

- ・「SOSの出し方」に関する授業を、全学級で実施。  
→9月 自己表出に関する授業の実施
- ・学級活動、体育(保健領域)を中心に、児童自身の不安や悩み、困難について理解し、ストレスの対処や自分の気持ちを表出する仕方について学ぶ。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月の道徳地区公開では、全学級「命」をテーマに特別の教科道徳での授業を実施。
- ・学校と家庭で「命はたった一つで、かけがえのないものである。」という認識を改めて共有する。

### 児童の自己肯定感を高める取組

- ・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた指導を工夫し、児童が学習の中で「わかる・できる」を実感できるようにする。
- ・異学年交流活動（サンフラワータイム）や係、委員会、クラブ活動等を通し、児童一人ひとりが集団の中で活躍できる場を設定し、自己有用感を高める。

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。